

議第167号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立長寿社会福祉センター（福祉用具に関する業務に限る。）
- 2 指定管理者 滋賀県草津市笠山七丁目8番138号
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会
会長 渡 邊 光 春
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで